

こども・若者ケアラー支援業務について

1. ヤングケアラーとは

- 「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童」（厚生労働省HP）
- 背景：核家族化、共働き、一人親世帯や要介護者の増加、孤独・孤立化、地域コミュニティの衰退
- 神戸市では、18歳未満の児童だけでなく、20代の若者も含めて「こども・若者ケアラー」と位置づけ

2. ヤングケアラーの実態調査

- 「埼玉県ヤングケアラー実態調査（R2.11）」高校2年生の4.1%（幼いきょうだいのケアを除外）
- 「国実態調査（R3.4）」中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%（幼いきょうだいのケアを含む）
- 神戸市の場合、10歳～30歳未満の人口が約28万8千人いることから、その4～5%（約12000～14000人程度）はこども・若者ケアラーが存在しているのではないかと推計。

3. 相談・支援窓口の開設状況（6月30日現在）

- 開設日：令和3年6月1日（火）
- 場所：神戸市立総合福祉センター（1階）
- 名称：神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口
- 開設日時：平日9時～17時（土日祝日、年末年始は除く）
- 相談方法：来所（面談）、電話、eメール（訪問等は必要に応じて対応）
- 職員体制：課長・担当・相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師）
- 電話番号：078-361-7600
- アドレス：carer_shien@office.city.kobe.lg.jp

- 相談件数 33件（内訳：電話21件、メール6件、来所6件）
- 相談経路 9件（内訳：関係者2件、関係機関7件、当事者0件、家族0件、その他0件）
- 相談内容 こどもケアラー6件（小学生1件、中学生4件、高校生1件）、若者ケアラー3件
市内外からの問い合わせ（24件）のほか、他の自治体、マスコミからの取材が多い

4. こども・若者ケアラー支援業務

(1) こども・若者ケアラー相談・支援窓口の設置

- ・こども・若者ケアラー本人および家族、関係者からの相談対応・アウトリーチ（訪問）・伴走的支援
- ・18歳未満のヤングケアラーの場合、区役所（こども家庭支援室）にて児童虐待のリスクを評価
- ・教育現場（学校やSSW等）と福祉現場の連携（チェックシートの活用）
- ・個別支援会議の開催（家族、介護保険・障害サービス等の事業者、学校、SSW、区役所等）

(2) 相談・支援窓口の周知・紹介

- ・こども・若者ケアラー相談・支援窓口の紹介（6月広報こうべ掲載）
- ・ポスター・チラシの配布・SNS広告・WEB広告の活用

(3) 交流・情報交換の場（当事者の集い）の立ち上げ（秋頃）

- ・学習支援・こども食堂等の紹介（ケアから離れる場を紹介）
- ・こども・若者への支援を行う民間団体等との連携を推進